

平成29年度事業計画（案）

我が国の経済については、緩やかな回復傾向にあるが、個人消費に力強さを欠いており、海外では新興国経済の減速や米国新政権の政策運営など先行きは不透明な情勢であり、国内において景気回復の実感は未だ至っていない。

また、政府の月例経済報告（29年4月）は、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされている。

バス事業については、乗合バス事業において、大都市部を中心に経営改善の動きが見られるが、地方部においては、人口の減少、少子高齢化の進展を背景に、依然として厳しい経営環境が続いている。

一方、貸切バス事業については、新運賃料金制度の下で経営基盤の健全化が進みつつあるが、道路運送法の改正による安全対策等の対応が課題となっており、大きな負担となっている。

そのような中、バス事業については、公共的使命を担っており、安全かつ良質なサービスを提供すべく、事業者においては最大限の努力を図っているものの、一方では、乗合、貸切とも運転者の不足問題を抱えており、人材不足による運行の確保にも影響を及ぼす懸念がある状況となっている。

とりわけ、バス業界にとって、軽井沢のバス事故を受け、安全対策等の実効を求められているところであり、輸送の安全確保を最優先課題とし、事故防止対策・安全対策を重点的に取り組むとともに、輸送サービスの向上、バス事業の活性化、経営環境の改善など多くの課題解決に取り組んでいく必要がある。

このため、平成29年度においては、バス事業の新たな発展を図りつつ、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めることとする。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 交通政策基本法等への対応

交通政策基本法の具体化の一つとして改正地域公共交通活性化再生法が平成26年11月に施行され、各地において地域公共交通網形成計画の策定が進んでいる。

地域公共交通網形成計画の策定においては、地方公共団体を中心に関係者の合意のもと、まちづくりと一体で公共交通ネットワークを実現する枠組みを創設するものとなっており、地域公共交通網形成計画は、地方公共団体がバス事業者等と協議のうえ、策定、実施していくものであり、その実現にむけて国土交通省が支援するものとなっている。

乗合バス事業の再生、活性化のためには、地域、関係者が一体となった交通施策となるよう、

協議会等に積極的に参画するとともに、地方公共団体と連携、協力を効果的に進めていくことが重要となっている。

また、地方や過疎の路線の維持については、国や地方公共団体の補助の支援措置が不可欠であることから、その補助金の確保を求めていく必要がある。

2. 貸切バスの安全の確保及び新運賃料金制度への取組み

(1) 高速・貸切バスの安全の確保

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき国土交通省が定めた安全対策の規制強化について、バス業界全体の事故防止対策の向上、安全確保の着実な実施が求められている。

とりわけ、事業許可の更新制度については、安全を確保している事業者に対してはその負担の軽減を求めるとともに、一方で、事故防止・安全対策について、実効性を伴った実施を図るとともに、利用者が安心してバスを利用できるよう、その対策の徹底とバスの安全情報の提供を推進する必要がある。

また、これに加え、バス業界全体の安全意識の向上と遵法意識の低い不適切事業者の排除、新規参入規制の厳格化が必要となっている。

(2) 貸切バスの新運賃料金制度への取組み

貸切バスの新運賃料金については、制度が改正され3年が経過し、一定の経常収支率の改善が見られるものの稼働率の落ち込みとなっている。

引き続き、本制度の定着を図るとともに、運賃の収受状況について基本的な取り扱いの相違がないよう制度の趣旨に沿った運用を図っていく必要がある。

また、貸切バス事業者の選定に際しては、安全性や利用者サービスなどを重視した選択を理解・促進するとともに、運賃の適正収受に努め、健全な経営基盤の確立を図っていくこととする。

3. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業に係る交通事故については、第一当事者となる事故件数は減少傾向にあるものの、死亡事故はほぼ横ばいの傾向となっている。

事業用自動車の事故防止については、国土交通省が10年間計画として定めた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、次の事項を重点的に取り組むこととする。

- (1) 安全管理体制の構築と事故防止を図るための「運輸安全マネジメント」の円滑な取組みと確実な実施が図られるよう推進する。
- (2) 運行管理者等による、実効ある確実な点呼や過労運転の防止の徹底について推進を図る。
- (3) 車内事故防止対策として、運転者に対する「ゆとり運転」と利用者に対する「ゆとり乗降」

を啓発し、高齢者を中心とする事故防止の徹底を図る。

また、バス停発着時の車内事故防止と交差点内の右左折時の事故防止の徹底を図る。

- (4) 高速道路等を運行するバスの乗客への「シートベルトの着用」の周知徹底を推進する。
- (5) バス車両故障や火災事故の発生が散見していることから、その原因分析と車両点検整備の徹底を推進する。
- (6) 運転者の健康に起因する事故防止を図るため「健康管理マニュアル」の実施とSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査、心疾患、脳疾患検査の受診を促進する。

4. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

移動円滑化や地球温暖化ガスの削減、省エネ運転に資するため、「人と環境にやさしいバス」事業の促進をはじめ、次の諸活動に取り組む。

- (1) バリアフリー新法に基づき、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替促進と併せ、ノンステップバスの普及を促進する。
また、CO₂削減の環境対策として、ハイブリッドバス、低燃費車等の導入支援を行い、アイドリングストップや低炭素社会への推進を図る。
- (2) 「エコドライブ管理システム（EMS）」や「ドライブレコーダー」の導入支援と環境・安全対策のための情報提供に努める。
- (3) 日本バス協会の「バスの環境対策強化期間」として、国の自動車点検整備推進運動と、エコドライブ強化月間を合わせた各種施策を強力に実施する。

5. 運輸事業振興助成交付金事業について

- (1) 交付金地方事業として、乗合バス事業者による輸送施設整備事業を始め、バス輸送サービス改善事業、安全運行対策事業、指導研修事業、環境対策事業等について、効率的な運用を図るとともに、助成制度の利用促進に努める。
- (2) 日本バス協会中央事業のバス利用者施設等整備事業、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」等に係る活用を推進するための情報提供に努める。
- (3) 安全運行対策事業の一環として、運転者に係る適性診断の計画受診の促進と「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」のスクリーニング検査費用を助成し、安全運行の確保に努める。

6. バス運転者確保及び育成対策等について

バス運転者の確保及び育成に向け、日本バス協会の実施する「運転者人材確保対策事業」の大型二種免許取得養成助成事業の活用を推進する。また、新潟県の実施している「運輸事業者の人

材確保対策」の取り組みを推進する。

また、新潟県バス協会では、バス業界のイメージアップと人材確保を目的に、広く県民を中心に広報展開を実施する。

7. その他、広報活動の推進等について

ホームページ、マスメディア、「バスの日」行事等を通じ、広く県民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求めていくとともに、協会パンフレット等の活用を図り、バス利用の促進を図る。